年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1	今回	のち	\sim ++	4.生	ÉΜ	畑亜
Ι.	- 5101	תאנט	つゼ	ハノマ	キひノ	似天

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA新聞B直売所における資格取得日に係る記録を昭和35年10月1日、資格喪失日に係る記録を41年12月20日とし、申立期間の標準報酬月額を35年10月から36年9月までは8,000円、36年10月から38年9月までは9,000円、38年10月から39年9月までは1万円、39年10月から40年9月までは1万2,000円、40年10月から同年12月までは2万2,000円、41年1月から同年9月までは2万6,000円及び41年10月から同年11月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から41年12月20日まで 社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が 無い旨の回答を得た。申立期間についてはA新聞B直売所で勤務してお り、当時の事業主や同僚と写った写真もあるので、申立期間について厚 生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、正職員としてA新聞B 直売所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、勤務した動機を「道路拡張に伴い自宅を新築した当時、A新聞を届けてくれていた配達員の紹介による。」としているところ、不動産登記簿により申立人の自宅は、昭和 35 年6月に新築により保存登記されていることが確認できる上、当該配達員(故人)の妻は、「夫が申立人にA新聞B直売所での勤務を勧めた。35 年の秋だったと思う。」と証言している。さらに、申立人が昭和 42 年 12 月にC社に移籍のため

A新聞B直売所を退職したことを複数の同僚が記憶していることから、 申立人の勤務期間は35年10月から42年12月であったと認められる。

加えて、申立人が保管している写真 8 点に申立人と一緒に写っている 事業主、同僚及び新聞社の販売拡張員ら 22 人の被保険者記録を確認した ところ、事業主、新聞社の販売拡張員及び臨時雇用員を除く正職員 16 人 全員の記録が確認できることから、同直売所においては、すべての正職 員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和 35 年 10 月から 41 年 11 月までの標準報酬月額については、申立期間に当該事業所に在籍した同年齢の従業員の標準報酬月額改定額から、35 年 10 月から 36 年 9 月までは 8,000 円、36 年 10 月から 38 年 9 月までは 9,000 円、38 年 10 月から 39 年 9 月までは 1 万円、39 年 10 月から 40 年 9 月までは 1 万 2,000 円、40 年 10 月から同年 12 月までは 2 万 2,000 円、41 年 1 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円及び 41 年 10 月から同年 11 月までは 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所はすでに全喪しており、申立期間当時の資料は存在せず、当時の事業主も他界していることから供述は得られないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年10月から41年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年9月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時は兄の経営するA事業所に勤務していたが、個人事業所で経営者家族であったため厚生年金保険には加入できなかったことから、父又は事業所が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、前後の任意加入者の資格取得日から昭和39年4月から同年9月ごろまでの間であり、社会保険庁の記録、B町の保有する被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳とも資格取得日は37年4月となっているが、申立期間の保険料は、社会保険庁の記録、B町の被保険者名簿とも未納となっている。

また、申立人は、父又は申立人が勤務していた事業所が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると主張しており、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料納付に関与していないほか、父は既に死亡しているため、詳細が不明である。

さらに、申立人が勤務していた事業所で年金等の事務を行っていたとする 申立人の兄の妻から当時の状況等を聴取したが、加入手続、保険料の納付等 については覚えていないとしているほか、申立期間について国民年金保険料 を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年1月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。会社を退職後、A県B町役場で自分が加入手続を行い、母が納付組織を通じて保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A県B町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立期間経過後の昭和58年2月17日であることが確認できる。

申立人は、国民年金保険料の納付は母が納付組織を通じて行ったとしているが、B町に確認したところ、「2月に加入手続を行ったのであれば、納付組織を通じて保険料を納付できるのは2月分又は3月分からで、納付組織が加入手続を行う前の月分の保険料を徴収することは無かった。」と説明している。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に保険料の請求があれば納付したはずだとしているものの、当時の納付方法に係る記憶は明確でない上、保険料額についての記憶は無く、保険料を納付したとする申立人の母も申立期間について保険料を納付したかどうかは不明としており、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から平成2年10月まで 社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入と の回答を得た。国民年金保険料をA銀行で納付した記憶があるので、 未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA銀行で納付したと申し立てている一方で、「昭和 56 年末に会社を退職した際、厚生年金の受給資格要件(240 か月)を満たすため、58 年 11 月まで厚生年金保険の第四種被保険者として任意加入し、保険料をA銀行で納付したが、同年 12 月以降においては、国民年金の加入手続をした記憶は無い。」とも説明している。

社会保険庁の記録、B市が保管する被保険者名簿の記録とも、申立人が申立期間において国民年金の資格取得を行った記録は無いことから、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者の保険料の納付と申立期間の国民年金保険料の納付とを勘違いしたものと推察される。

このほか、申立人には、申立期間に国民年金の保険料を納付していた ことをうかがわせる関連資料は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番 号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情もみられない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年1月までの期間及び58年2月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年1月まで

② 昭和58年2月から61年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。会社を退職した後、いずれの申立期間についても国民年金の加入手続を行い、納付組織で保険料を納付したと思うので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの申立期間についても国民年金の加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付したとしているが、申立人が保有する国民年金手帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録とも、申立期間はいずれも未加入期間となっている。

また、申立人は各申立期間における納付組織の集金人の氏名を挙げているが、申立期間①当時の集金人は既に死亡していたため、申立人の保険料の集金状況を聴取できなかったが、申立期間②当時の集金人は、集金対象者の氏名を鮮明に記憶しており、「申立人のことはよく知っているが、申立人の国民年金保険料を集金した記憶は無い。」としている。

さらに、申立人は国民年金の加入手続、保険料額等、保険料の納付についての記憶が定かでなく、ほかに申立期間について保険料を納付したことをうかがわせる関連資料、周辺事情もみられない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から55年7月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。会社を退職した時、子供が幼かったため、健康保険証が必要であり、A市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金にも加入し、保険料も納付したはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月末に会社を退職した後、自ら国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、納付金額の記憶は不明である上、社会保険庁の記録では、申立人には、平成10年9月30日に国民年金の資格を取得するまで、厚生年金保険の被保険者記録しか無く、申立期間当時に国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によっても、申立期間に申立人の別の記号番号が払い出されていることは確認できず、さらに、申立人は、現在までA市から住民票を異動していないことから、現在保有している基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情もみられない。

加えて、申立人から、使用していたとする納付書の様式(色)を聴取しても、これが国民年金のものであったことをうかがわせる事情は見当たらず、このほか申立期間について保険料を納付していた事実をうかがわせる 関連資料もみられない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 40 年 10 月までの期間及び 48 年9月から 49 年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年10月まで

② 昭和48年9月から49年1月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間①は免除、申立期間②は未加入との回答を得た。申立期間①については、当初免除手続を行っていたが、後から保険料を追納したはずであり、申立期間②については、会社を一時的に退職した際に加入手続を行い、保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 42 年ごろまで、夫が結核を患っていたため、国民年金保険料の免除手続を公民館で行った記憶がある。 その後、元気になって仕事を開始した後に、時期は覚えていないが保険料を追納した。」としている。

一方、社会保険事務所の特殊台帳の記録では、昭和36年4月から43年3月までの保険料は免除された記録となっており、その後、40年11月から42年8月までの22か月分については、50年11月に夫婦二人分の保険料をまとめて追納していることが確認できる。追納は、免除を受けた後、10年以内でなければ行うことができないことから、申立期間①については、50年11月の時点では、追納できなかったものと考えられる。

また、申立人は、追納の時期、方法等の記憶が定かでなく、昭和 50 年 11 月に追納した記録のほかに、申立期間①について保険料を納付したこ

とをうかがわせる周辺事情等も無い。

申立期間②について、申立人は、自動車運転免許を取得するため、A社をいったん退職した際、国民年金の加入手続を行い、自動車学校に通う途中にあったB役場で保険料を納付したはずであるとしている。

しかし、申立期間は昭和 48 年 9 月から 49 年 1 月までの 5 か月間である一方で、申立人は「免許取得のために A 社を休職したのは、2 か月程度であり、免許取得後はすぐに同社での勤務を再開した。」としている。申立人が自動車運転免許を取得したのは 48 年 12 月 18 日となっており、申立人は、同社で勤務を再開した後は役場で保険料を納付した記憶は無いとしているが、申立人が同社で再び厚生年金保険に加入したのは 49 年 2 月であり、国民年金の資格喪失時期に齟齬がある上、申立人には資格喪失手続を自ら行った記憶は無い。

さらに、申立人は継続してB町に居住していたとしており、申立期間②について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が現在所持している国民年金手帳(昭和42年4月発行)には、社会保険庁の記録と同様に申立期間②について加入記録が無く、ほかに、当時保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料もみられない。

鳥取厚生年金 事案 167

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成13年11月1日から14年11月30日まで 社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、 20万円程度の報酬であったにもかかわらず標準報酬月額が9万8,000 円となっている。自分は事業主であり、景気が悪くその後会社を閉鎖 したが、社会保険の手続は自分自身で行っており、月10万円の報酬で 生活できるはずもない。記録が誤っていると思われるので訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、 平成 13 年 11 月から 14 年 10 月までは 24 万円と記録されていたところ、 A社全喪後の 14 年 12 月 3 日付けで 9 万 8,000 円に引き下げられている ことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る登記簿から、申立人は当該事業所の 代表取締役だったことが確認できる。

また、申立人は、「事業所を平成 14 年 11 月に閉鎖する前、1年間程度の社会保険料を滞納していた。」としていることから、社会保険庁の保管する申立事業所に係る債権記録リストを確認したところ、平成 13 年10 月から 14 年 10 月までの社会保険料を滞納しているが、最終的には完納していることが確認できる。

さらに、同リストによれば、B社会保険事務所は、平成 14 年 12 月 20 日に同年7月から同年 10 月までの徴収決定済額(事業主が国に納付すべき社会保険料額)を当初決定した額より減額修正しており、その減額し た総額 45 万 9,000 円 (児童手当を除く。) は、申立人の申立期間 (13 年 11 月から 14 年 10 月まで) の標準報酬月額を遡及して減額訂正することにより生じる申立事業所の納付軽減額 (47 万円 (児童手当を除く。当委員会推定額)) とおおむね一致する。

加えて、申立人は「滞納額の納付方法等について話し合うため、社会保険事務所に2、3回呼び出され、どのような話をしたかの記憶はないが、事業所閉鎖当時に社会保険料を一括して納付した。」としており、事業主として自ら社会保険事務所職員と滞納への対応交渉を行い、社会保険料を完納するために自身の標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。